

1. 特定技能と試験の目的

2019年4月1日に始まった改正出入国管理及び難民認定法により、「特定技能」という新しい在留資格が作られました。

「特定技能」は、飲食料品製造業など、日本で働く人々が足りない仕事に、外国から専門の技能を持っている人々を受け入れる制度です。

飲食料品製造業分野の特定技能1号の在留資格をもらうためには、「技能水準」と「日本語能力水準」の両方に合格しなければなりません。

「日本語能力水準」は、国際交流基金がする「日本語基礎テスト(JFT-Basic)」または国際交流基金及び日本国際教育支援協会がする「日本語能力試験(JLPT)」によって決まります。

飲食料品製造業分野の「技能水準」は、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構(以下、OTAFFという。)が行う「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」によって決まります。(OTAFFは、試験名を必要に応じて簡略化して表記する場合があります。)

特定技能在留資格認定の申請については、法務省の出入国在留管理庁に問い合わせてください。外食業分野及び飲食料品製造業分野の特定技能1号技能測定試験に関すること以外は、OTAFFでは答えられません。

【在留資格「特定技能1号(飲食料品製造業)」の申請】

